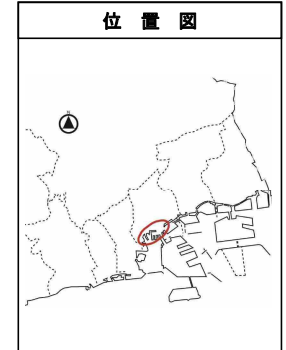
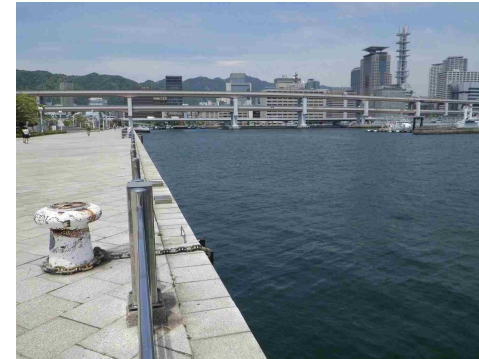


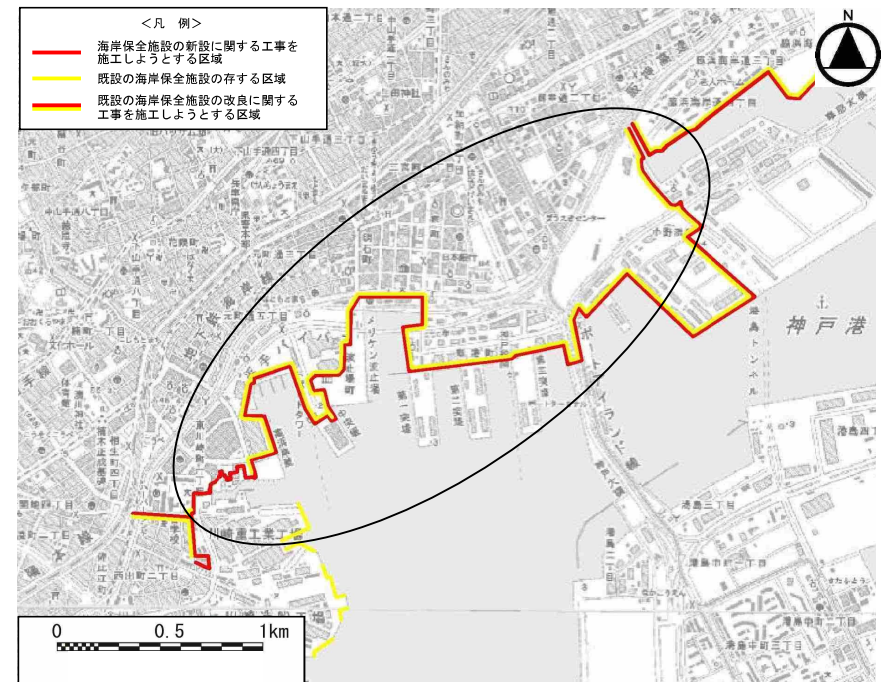
区域番号：15

ゾ ー ン 名		中央ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	新港
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位（H. H. W. L.）		T.P.+2.8m	波 高 （ H o ）	4.7m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・ 景観に配慮した防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・ 高潮や津波等に対する防護機能の確保。 ・ 防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・ 内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・ 国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・ 海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・ 神戸港発展の礎となった歴史的意義や、経済・文化・交流面での特性を活かして、国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間として再開発する計画があり、その計画と整合のとれた整備を進める。 ・ 日本を代表する港であり港湾活動が盛んであるため、海岸線の利用状況を踏まえ、可能な場所については市民が水辺に親しめるような整備を図る。 ・ 安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。		
整 備 の 必 要 性		・ 震災等で地盤が低くなった新港地区は中心市街地と隣接しているため、現在の利用形態や将来計画を配慮しながら、海岸保全施設の整備、改良を行う必要がある。 ・ 施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・ 景観や海岸利用に配慮しながら、胸壁等の改良により防護機能を確保する。 ・ 老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・ 南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 ・ 内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 6,050m （2）整備内容： 胸壁		
住 民 意 見		・ 現在の港湾活動に支障がない整備		
期 待 さ れ る 効 果		・ 海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・ 国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・ 海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・ 海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・ 関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たにつくる。 ・ 地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・ 津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



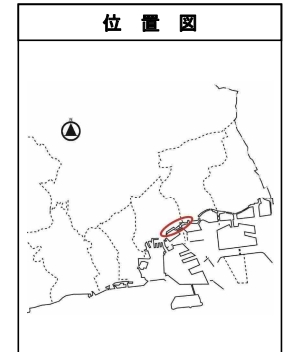
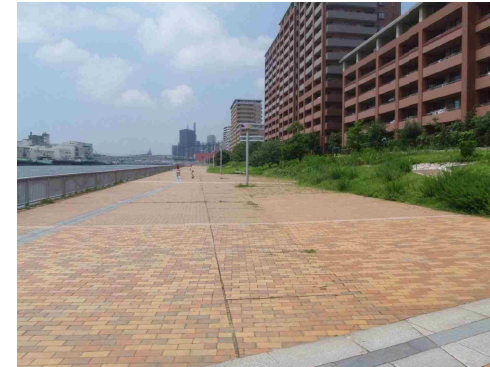
・ この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・ この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

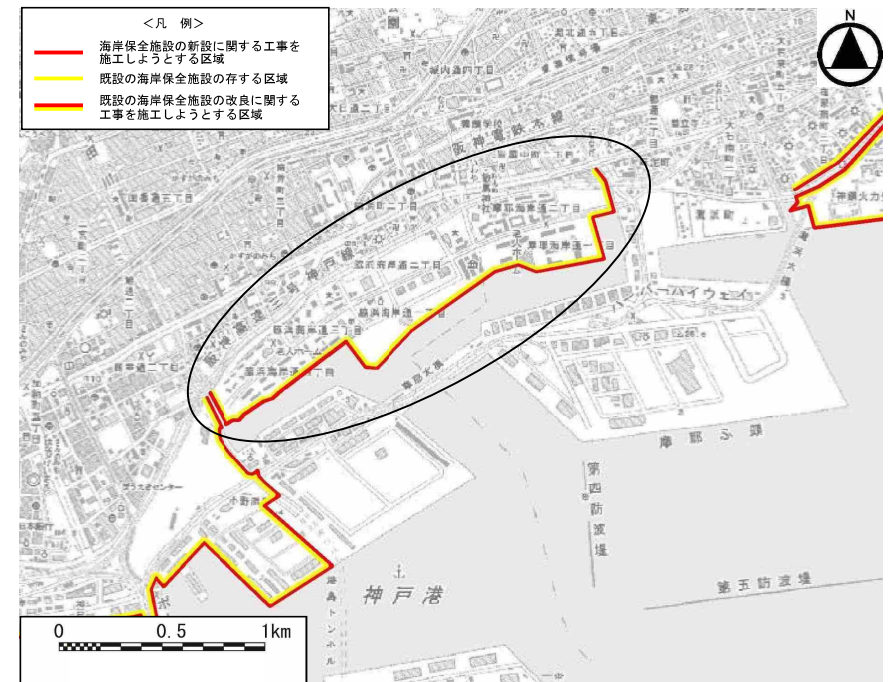
区域番号：16

ゾ ー ン 名		中央ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	葺合
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位（H. H. W. L.）		T.P.+2.8m	波 高 （ H o ）	4.7m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		護岸		
海 岸 の 整 備 方 針		・景観に配慮した防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、護岸等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・神戸港発展の礎となった歴史的意義や、経済・文化・交流面での特性を活かして、国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間として再開発する計画があり、その計画と整合のとれた整備を進める。 ・日本を代表する港であり港湾活動が盛んであるため、海岸線の利用状況を踏まえ、可能な場所については市民が水辺に親しめるような整備を図る。 ・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を推進する。		
整 備 の 必 要 性		・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・景観や海岸利用に配慮しながら、護岸等の改良により防護機能を確保する。 ・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 2,424m (2) 整備内容： 護岸		
住 民 意 見		—		
期 待 さ れ る 効 果		・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・国内外の人々が訪れるウォーターフロント空間の景観に配慮する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制を新たに作る。 ・地域の行事や活動などに利用できる海岸づくりを進める。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



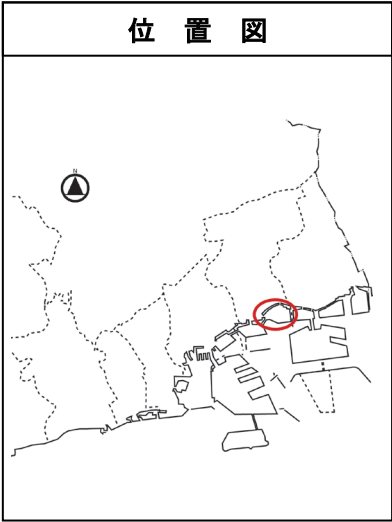
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

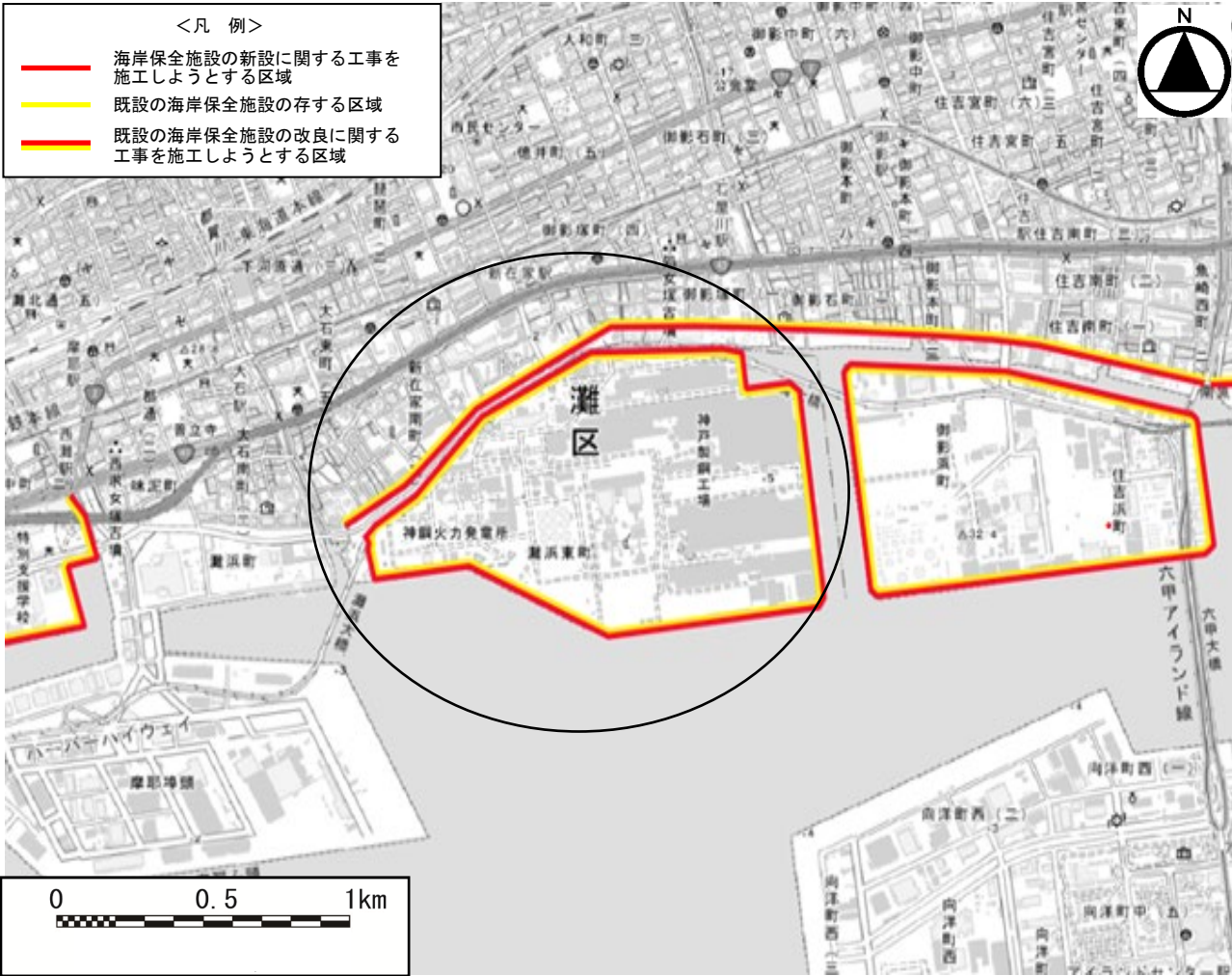
区域番号：17

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	御影・新在家
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位 (H. H. W. L)		T.P.+2.8m	波 高 (H o)	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防、護岸、胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 6,481m (2) 整備内容： 堤防、護岸、胸壁		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



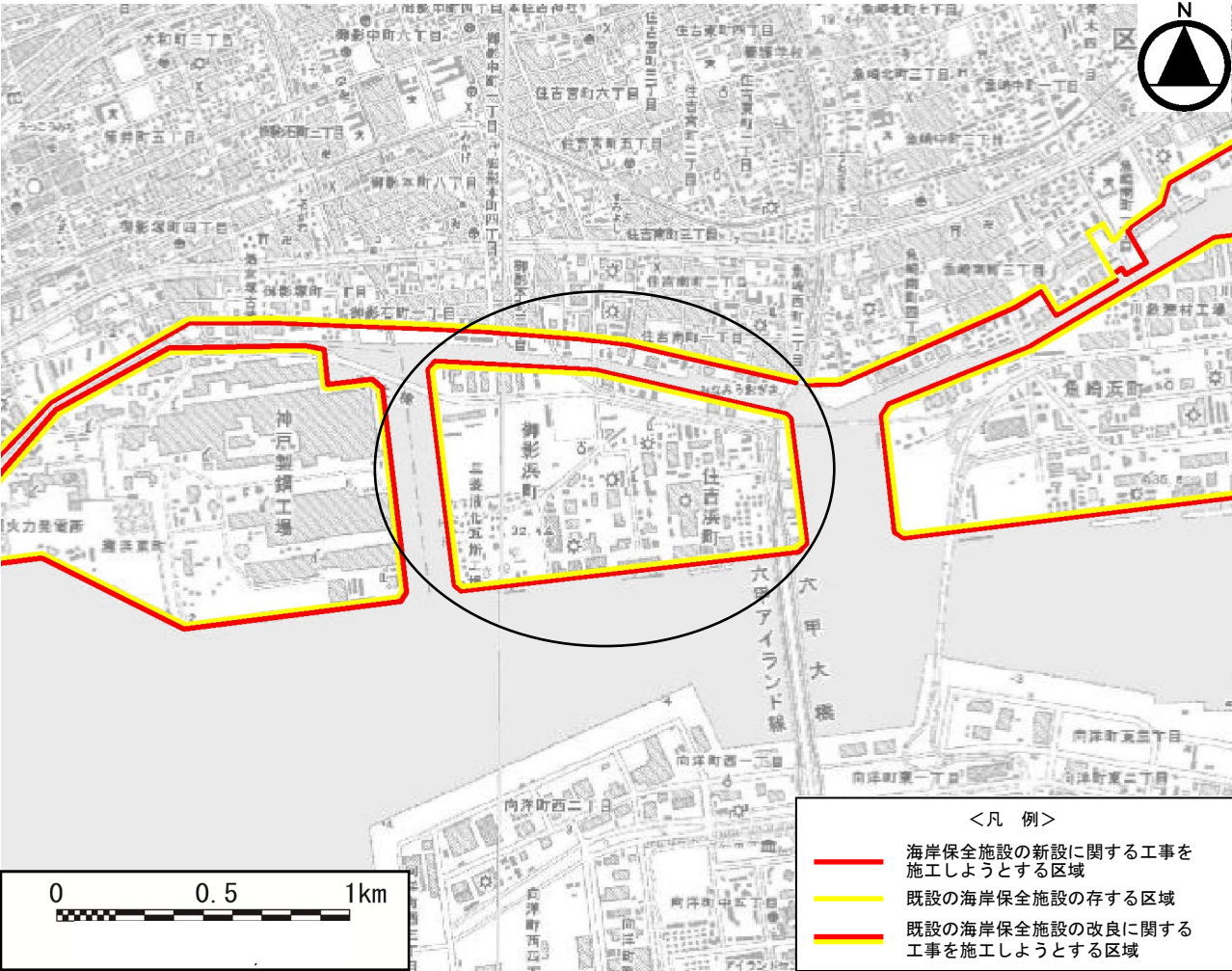
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	御影・住吉（魚崎・御影）
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、堤防等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 5,856m（魚崎浜町含む） （2）整備内容： 堤防		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

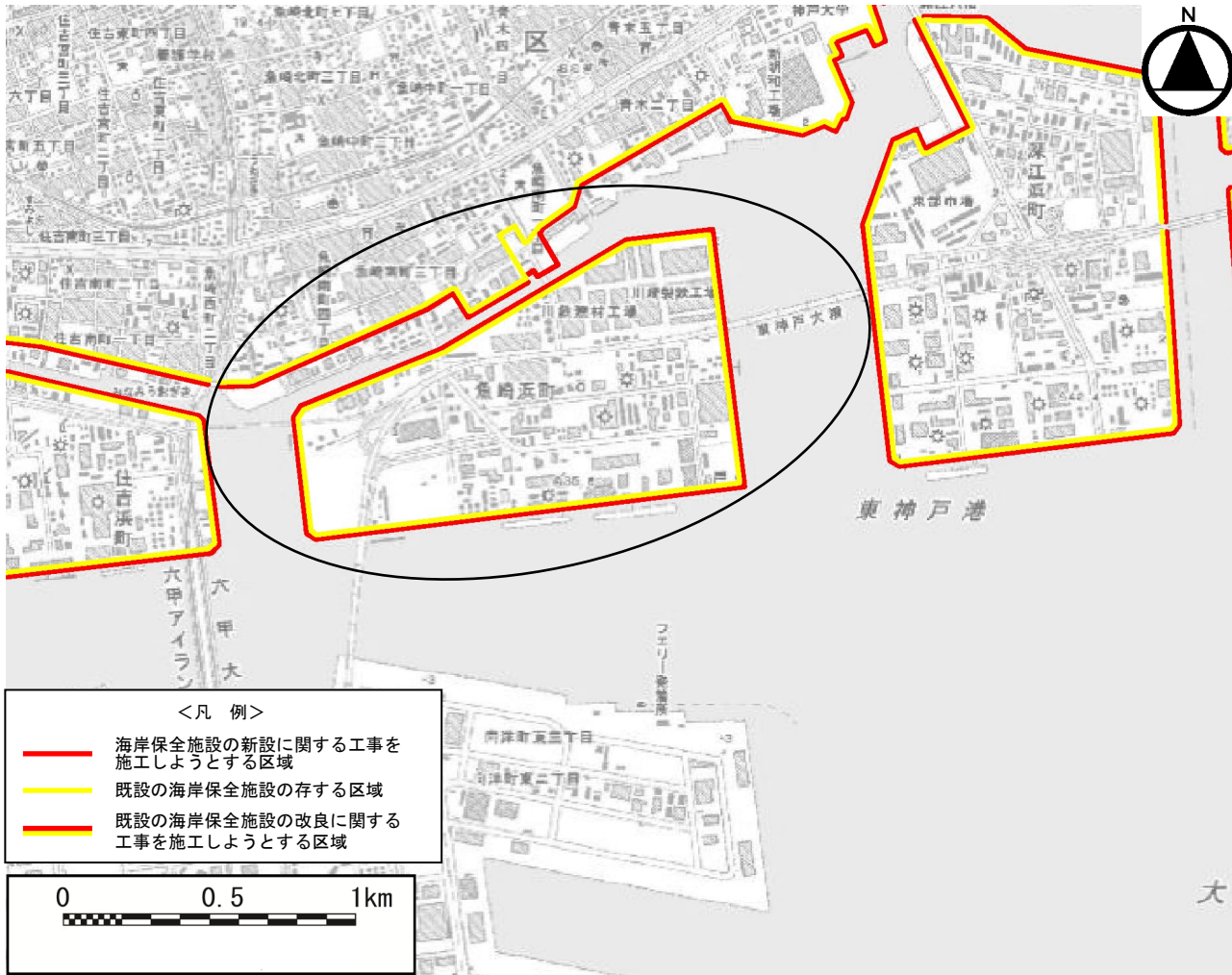
区域番号：19

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	魚崎浜町（魚崎・御影）
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、堤防等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 5,856m（御影・住吉含む） (2) 整備内容： 堤防		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

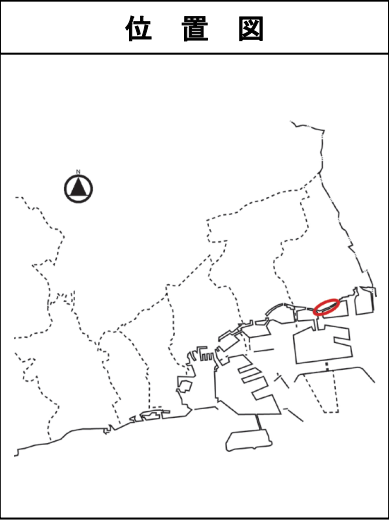


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

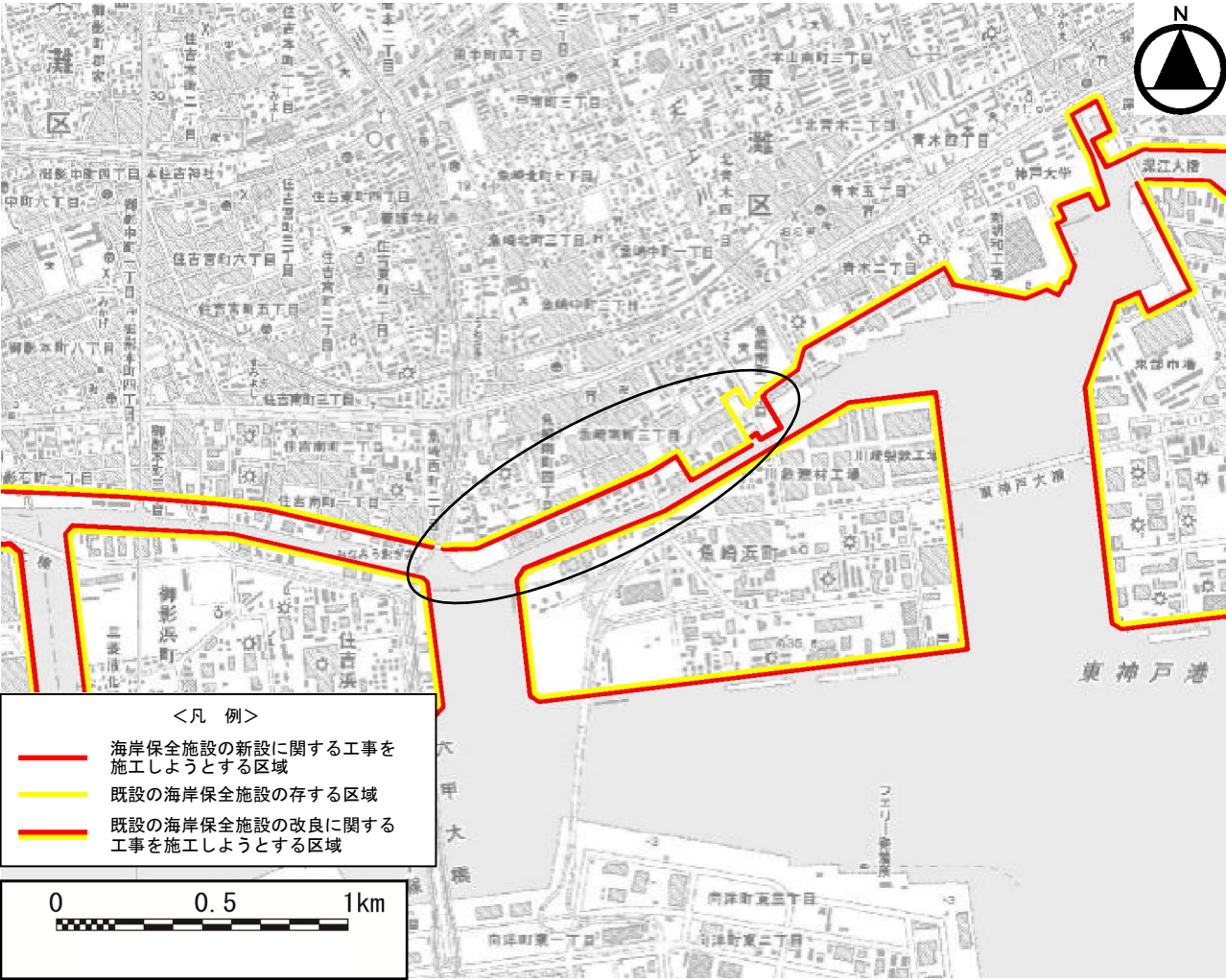
区域番号：20

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	魚崎西
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高 （ H o ）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防、護岸、胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 1,396m （2）整備内容： 堤防、護岸、胸壁		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

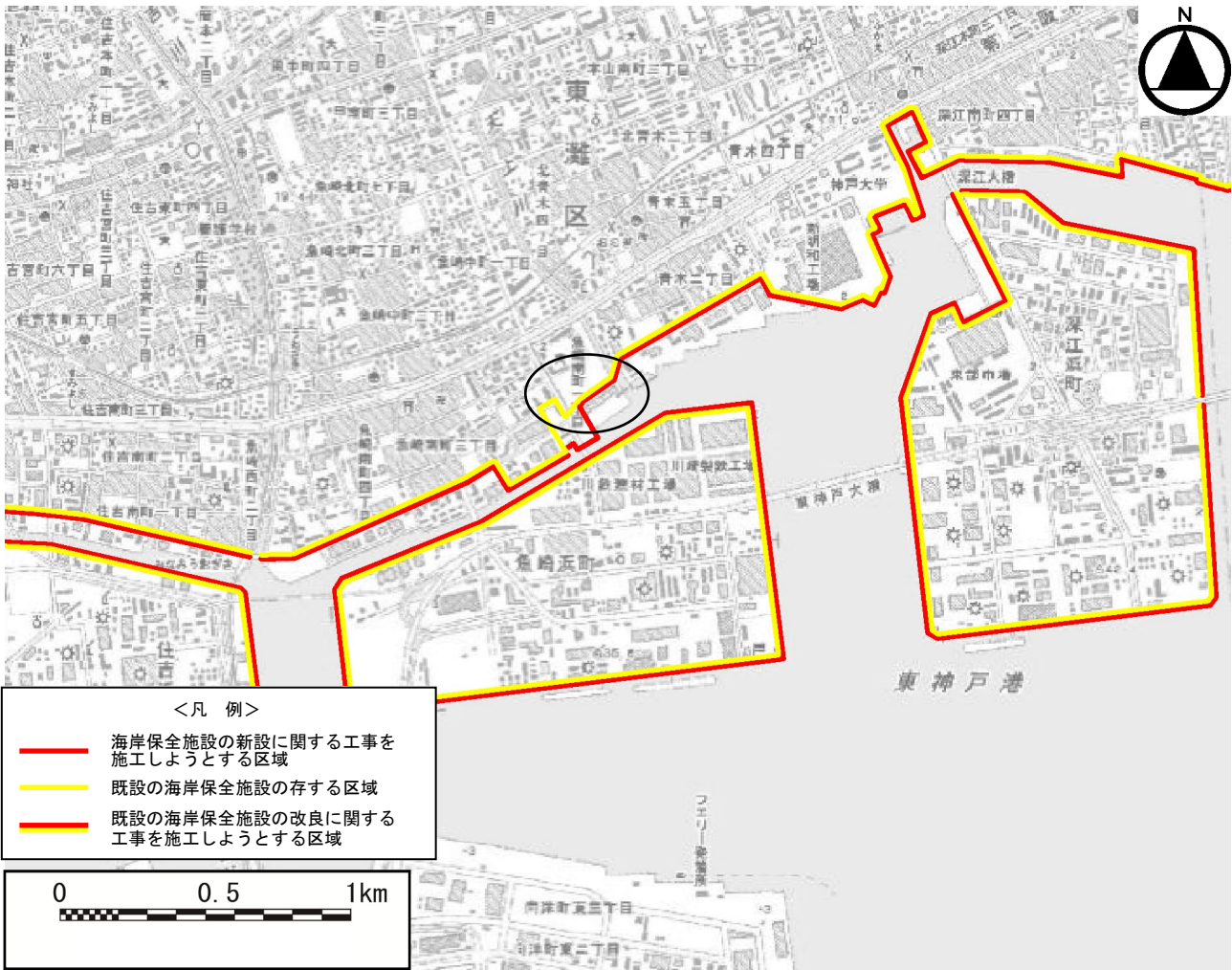
区域番号：21

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	魚崎東
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防、護岸、胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 420m （2）整備内容： 堤防、護岸、胸壁		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

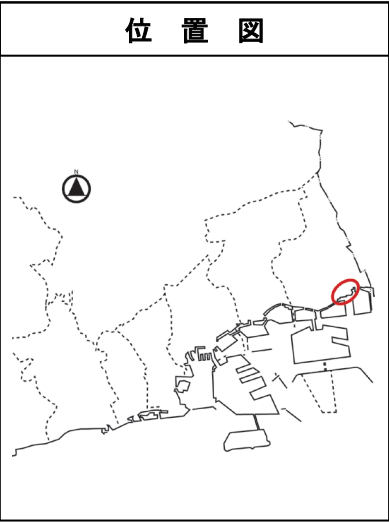


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

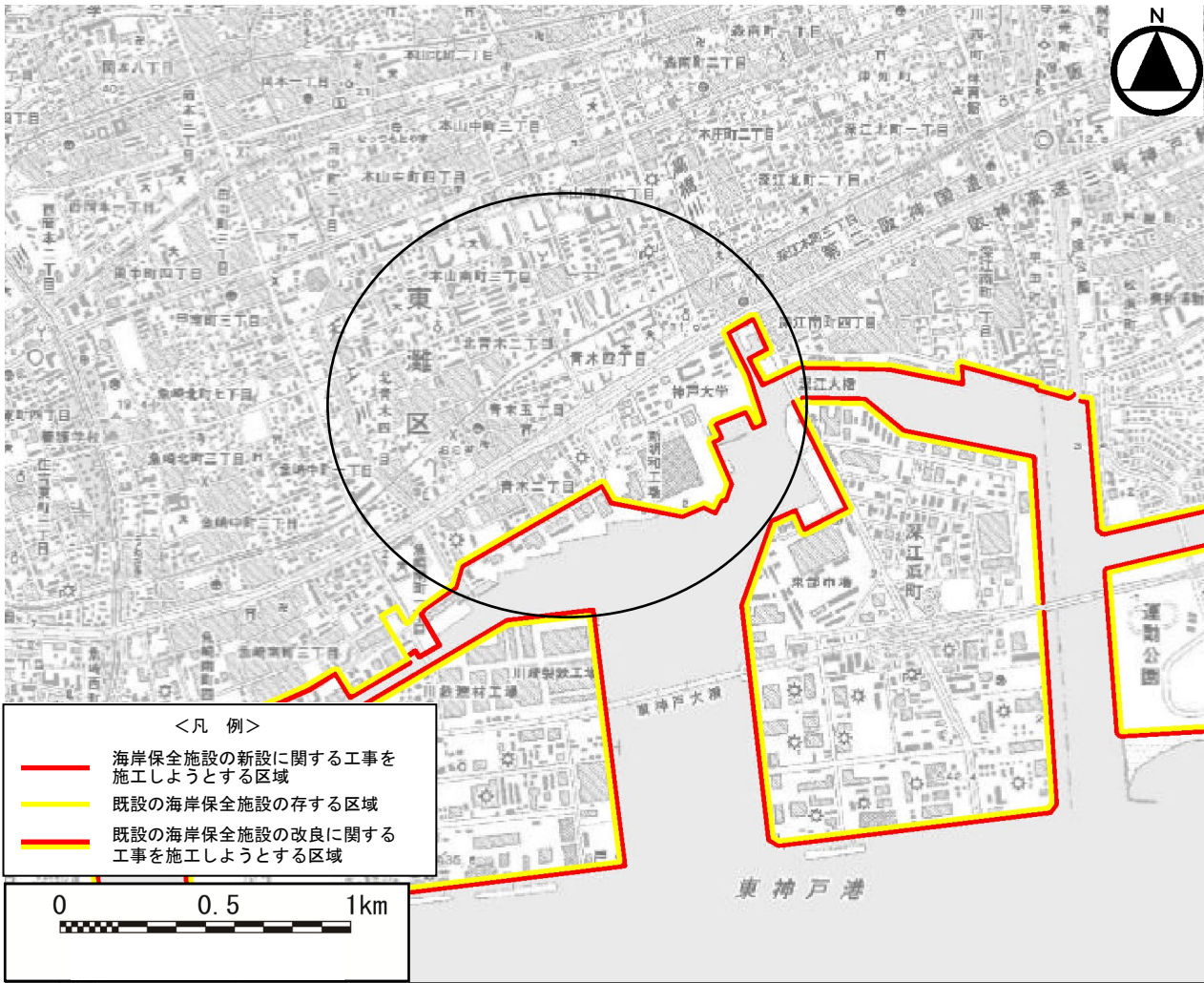
区域番号：22

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	本庄西
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防、胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 2,490m (2) 整備内容： 堤防、胸壁		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

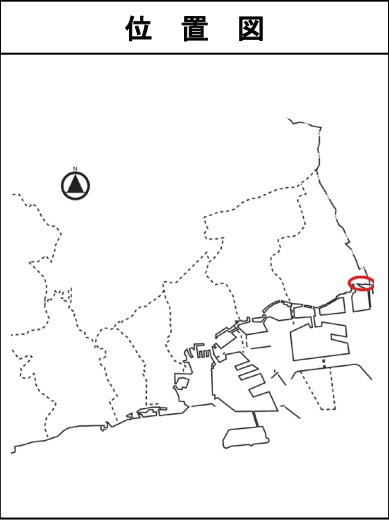


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

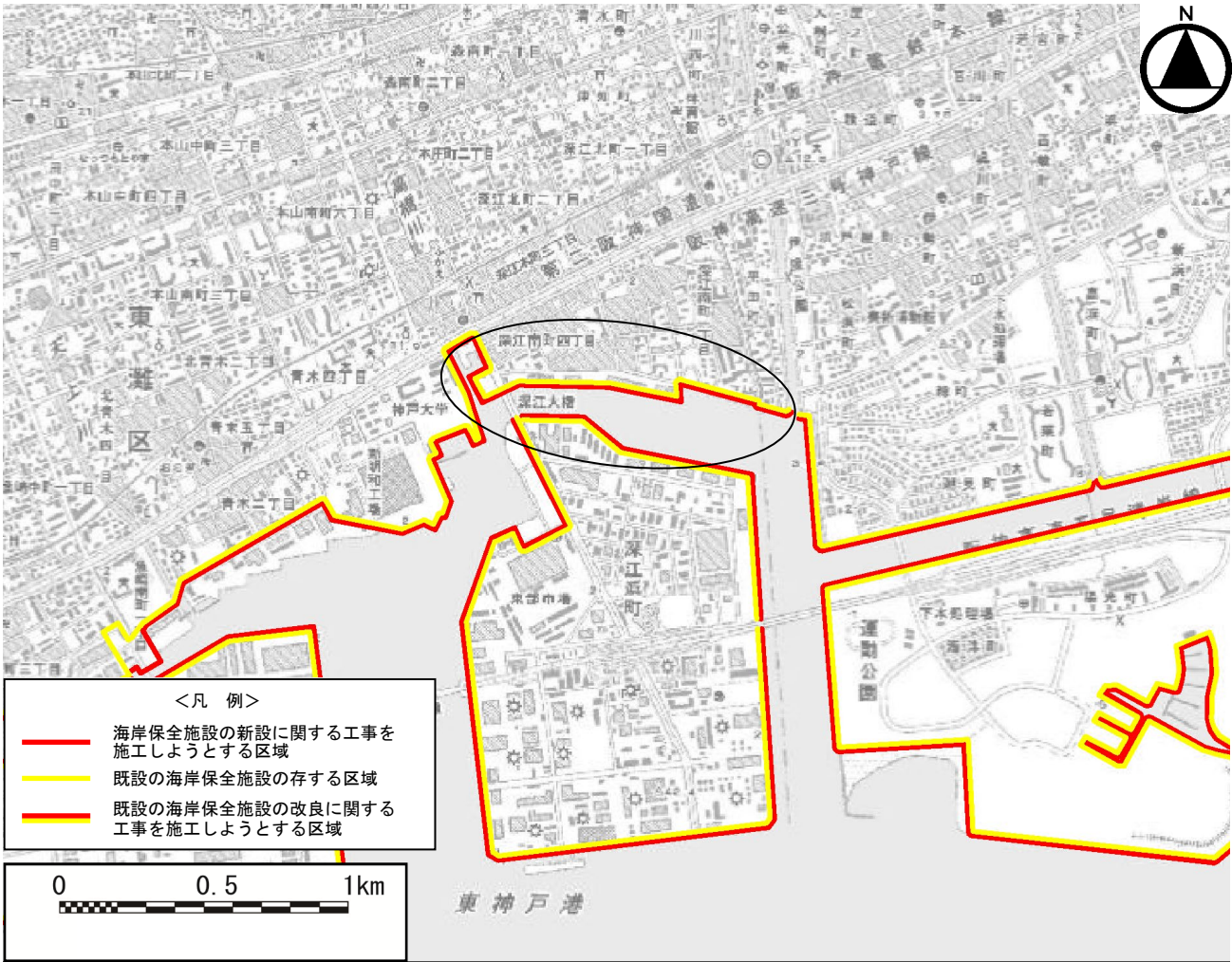
区域番号：23

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	本庄東
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設計高潮位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高 （ H o ）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、堤防等の改良・補修等を行う。 ・高潮・津波等に対する防護機能を確保する。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。また、南海トラフ地震による津波等に対する整備を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 ・南海トラフ地震による津波対策等を実施し、防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 1,193m (2) 整備内容： 堤防		
住 民 意 見		・内陸防波堤の一部における旧天端高の復元 ・海岸線にアクセスできる「なぎさ海道」のような施設整備		
期 待 さ れ る 効 果		・天端高不足の解消により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・安全で快適なアクセスづくりやバリアフリー化を検討する。 ・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】

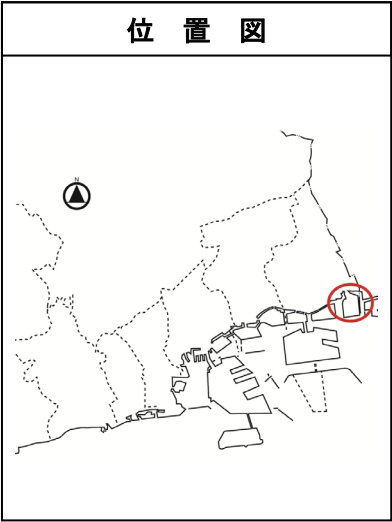


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

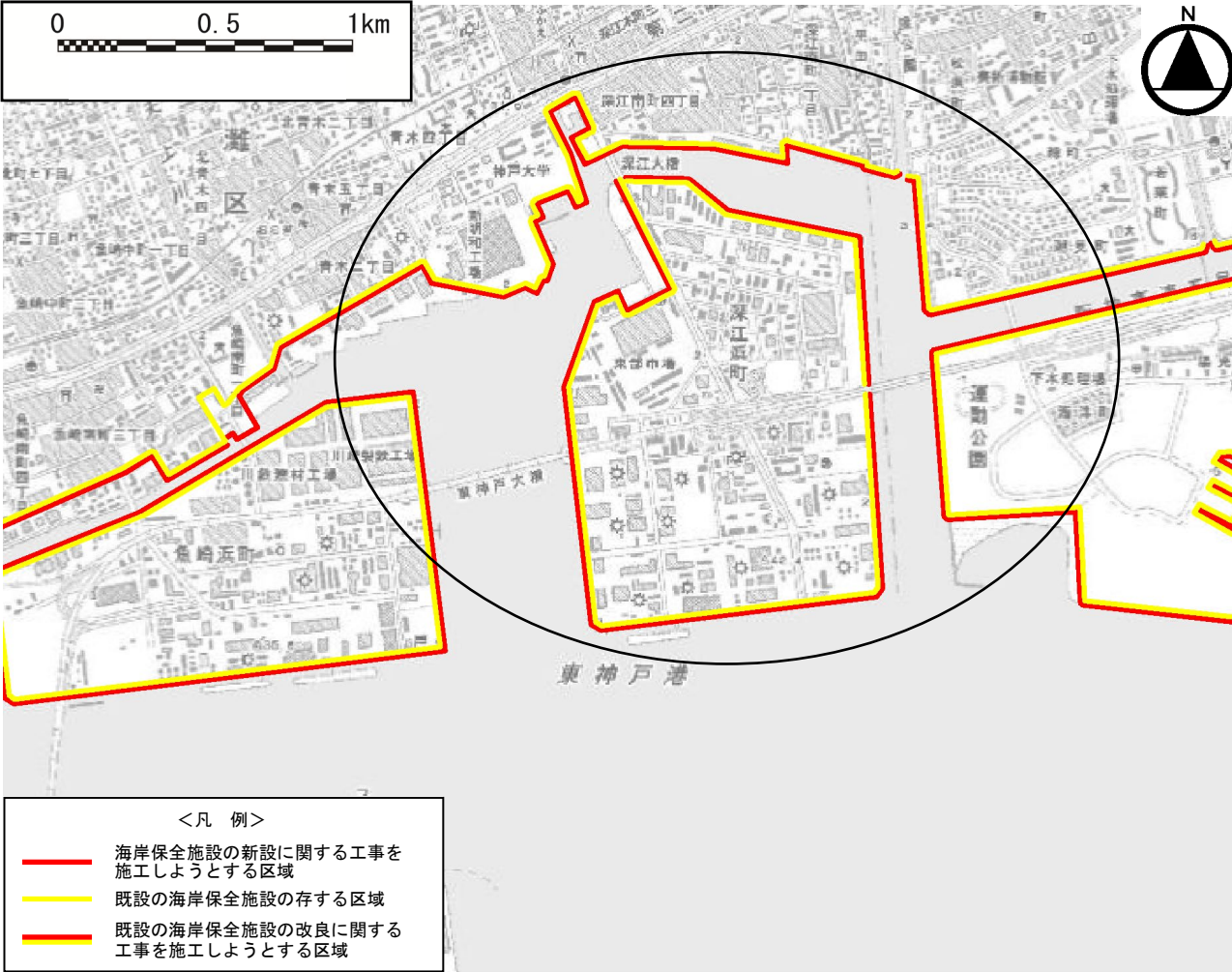
区域番号：24

ゾ ー ン 名		灘・東灘ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	深江浜
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	3.6m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		堤防、護岸、胸壁		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、胸壁等の改良・補修等を行う。 ・内水排除対策と整合のとれた防護機能を確保する。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸愛護の啓発やボランティア活動の支援に努める。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・水際線は産業活動などに利用されていることから、土地利用の変化等により多くの人の海岸利用が可能となれば、多くの人が水辺に親しめるような整備を図る。		
整 備 の 必 要 性		・高潮や津波等に対する防護機能を確保する必要がある。 ・施設の老朽化に伴い、予防保全の観点から、適切な改良等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している海岸保全施設の改良・補修等により防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 4,942m （2）整備内容： 堤防、護岸、胸壁		
住 民 意 見		・現在の港湾荷役に支障がない整備		
期 待 さ れ る 効 果		・海岸保全施設の整備により背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・海岸利用のマナーの向上、ルールづくり、美化運動などを推進する。 ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。 ・関係機関と協議し、海岸保全施設の操作体制や防災情報伝達体制、避難体制の強化を図る。 ・津波対策を地元と協力し、検討する。		

【現況写真】



【平面図】



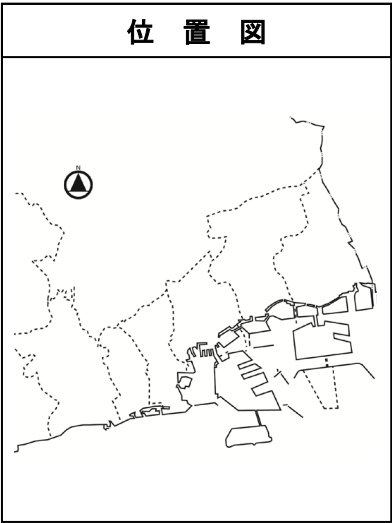
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

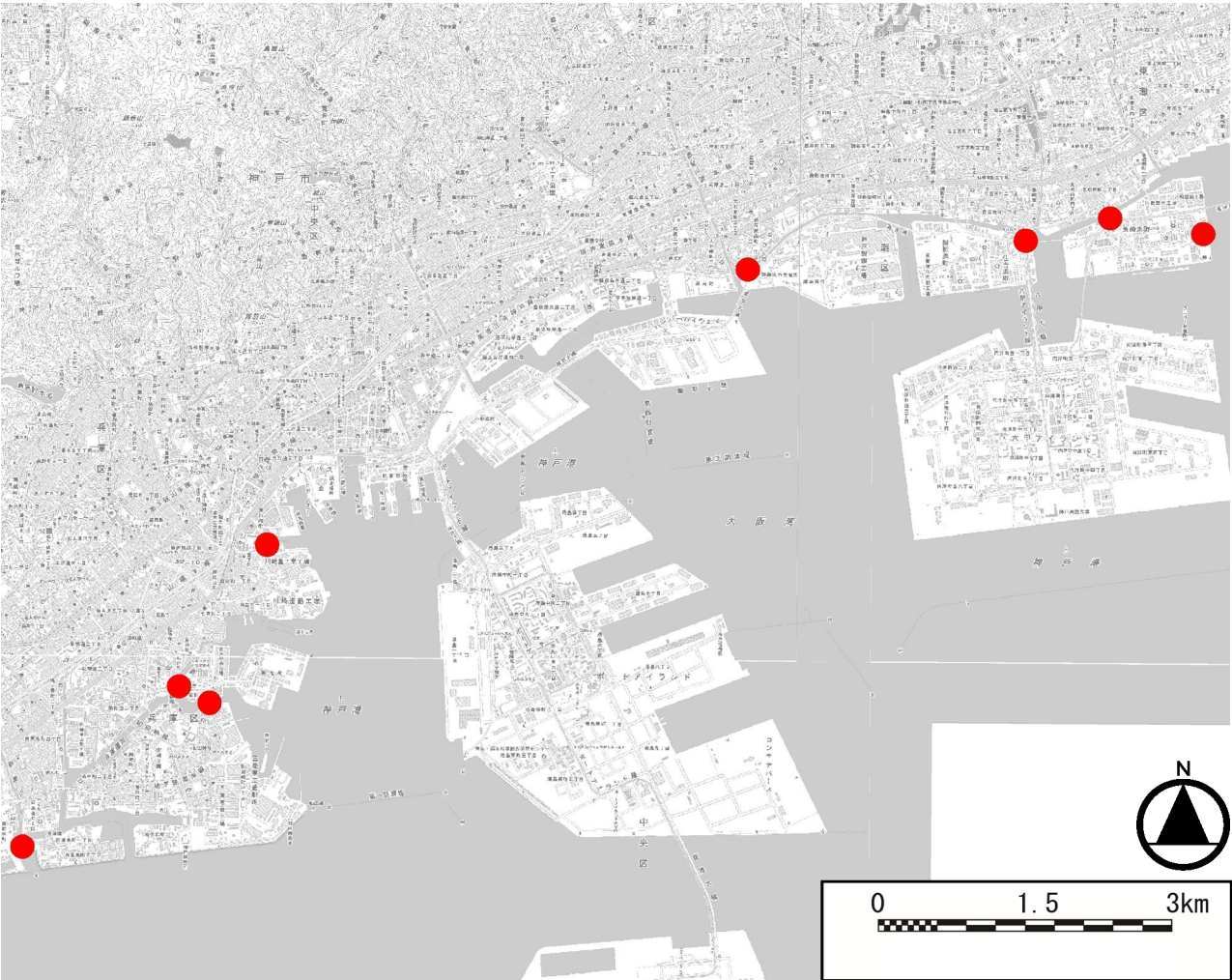
区域番号：25

ゾ ー ン 名		長田・兵庫、中央、灘・東灘	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	神戸市
海 岸 タ イ プ		—	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位 (H. H. W. L.)		T.P.+2.8m	波 高 (H o)	4.6m
代 表 堤 防 高		—	現 況 の 堤 防 高	—
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		排水機場、水門		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、必要に応じて改良・補修等を行う。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	—		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	—		
整 備 の 必 要 性		・排水機場の老朽化が見られるため、高潮防護機能を確保する。		
整 備 計 画 の 概 要		・老朽化している排水機場の改良等により防護機能を確保する。 (1) 整備海岸延長： 8箇所 (2) 整備内容： 排水機場、水門		
住 民 意 見		—		
期 待 さ れ る 効 果		・老朽化している排水機場の改良により、背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。		

【現況写真】



【平面図】

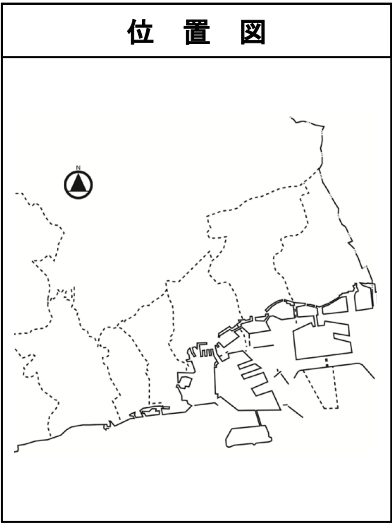


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

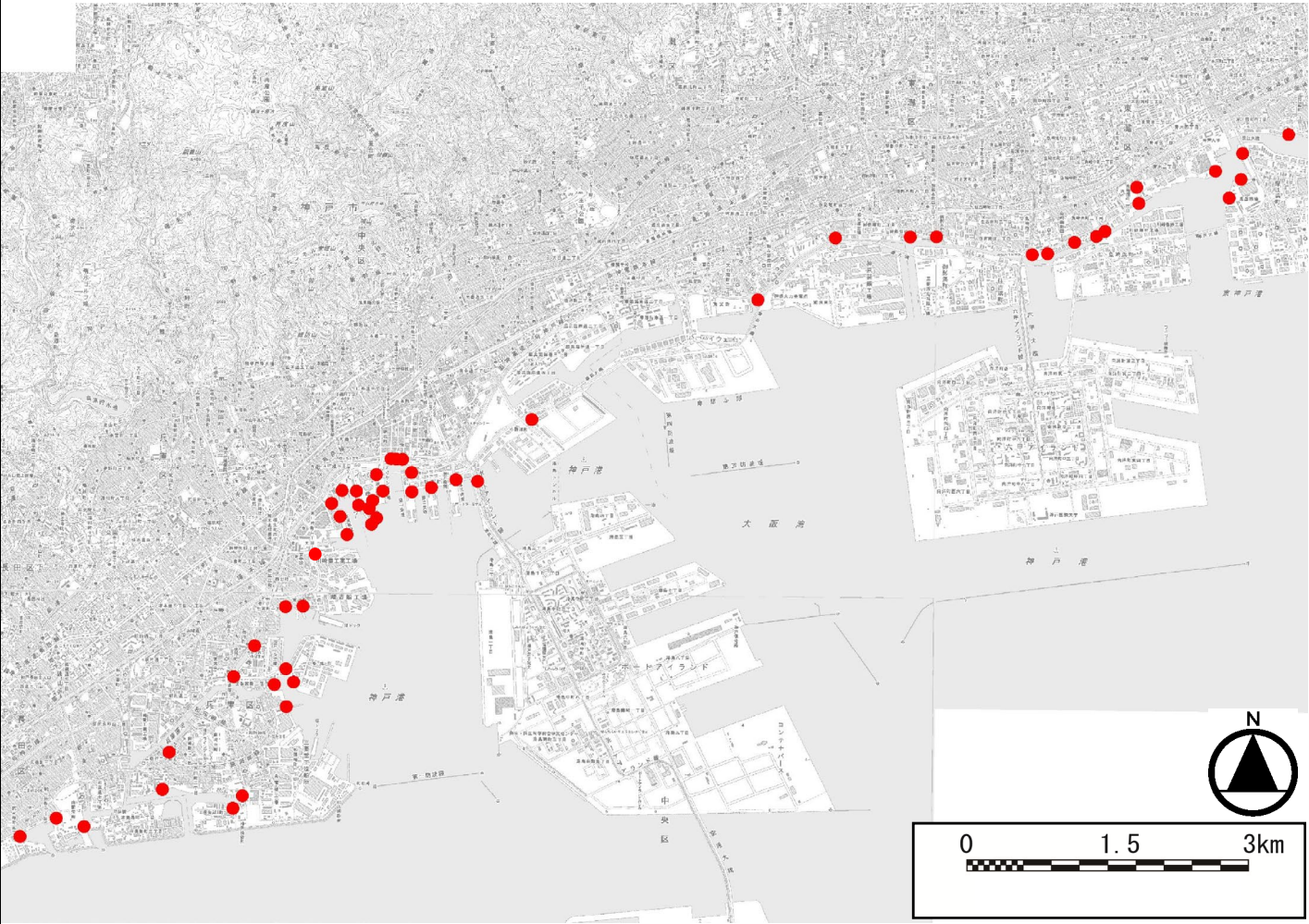
区域番号：26

ゾ ー ン 名		長田・兵庫、中央、灘・東灘	エ リ ア 特 性	環境創造・活性化エリア
海 岸 名		神戸港	区 域	神戸市
海 岸 タ イ プ		—	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+2.8m	波 高（H o）	4.6m
代 表 堤 防 高		—	現 況 の 堤 防 高	—
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		防潮鉄扉、水門		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能を確実に機能させるため、遠隔操作化等を行う。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	—		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	—		
整 備 の 必 要 性		・津波発生時において防潮鉄扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖する必要がある。		
整 備 計 画 の 概 要		・遠隔操作化等により津波発生時の防護機能を確保する。 （1）整備海岸延長： 53 箇所 （2）整備内容： 防潮鉄扉、水門		
住 民 意 見		—		
期 待 さ れ る 効 果		・津波発生時に防潮鉄扉及び水門を迅速かつ確実に閉鎖できることにより、防潮機能を確保できる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。		

【現況写真】



【平面図】



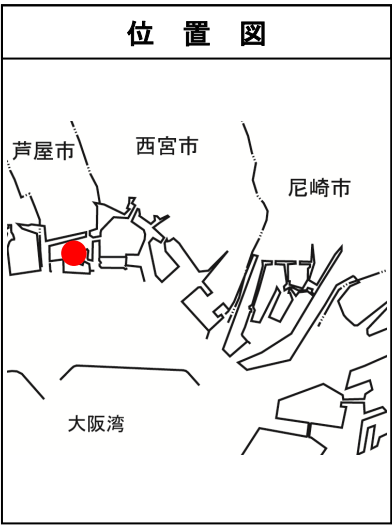
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）

・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

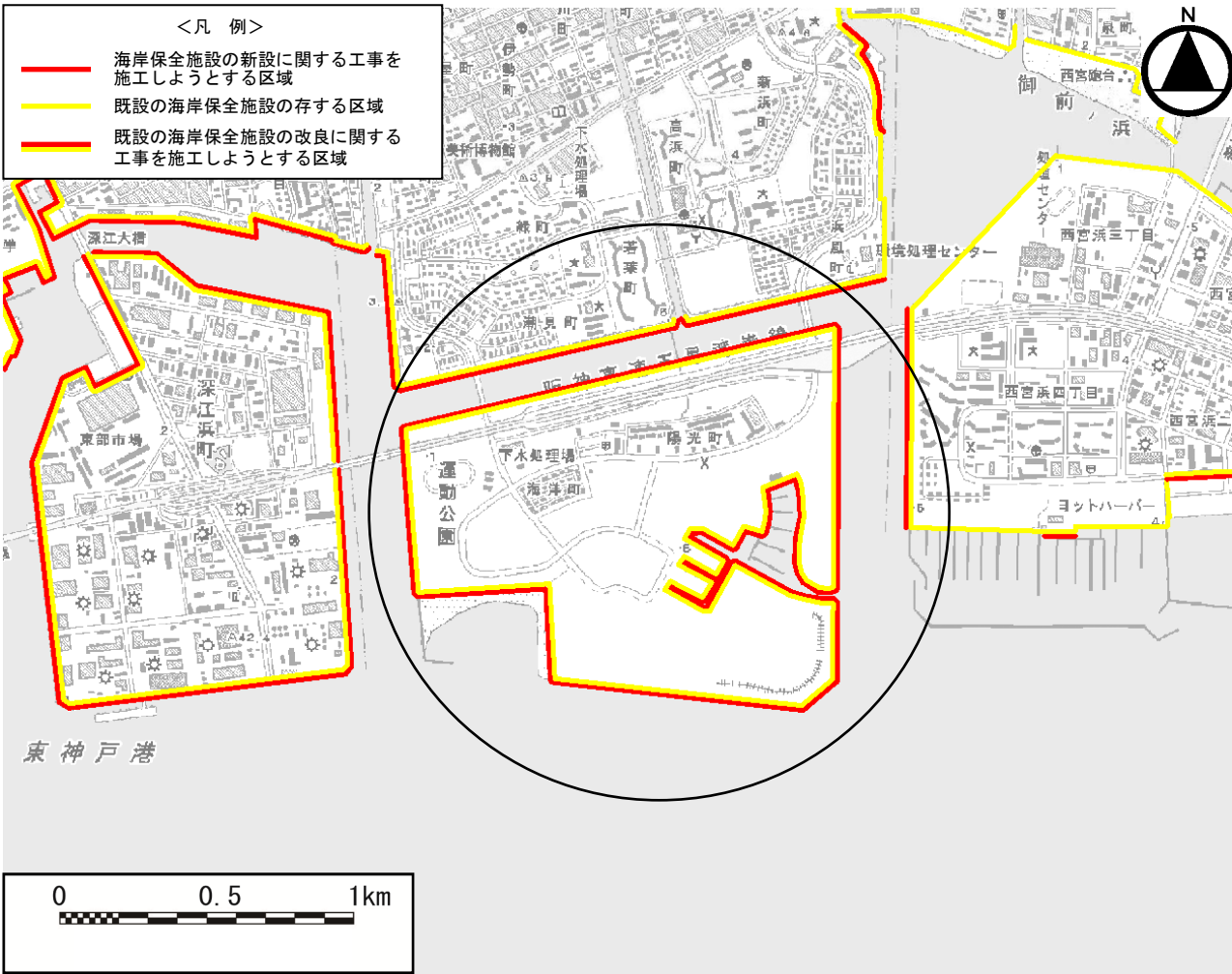
区域番号：27

ゾ ー ン 名		芦屋ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・楽しみエリア
海 岸 名		尼崎西宮芦屋港	区 域	南芦屋浜
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位（H. H. W. L）		T.P.+3.6m	波 高（H o）	4.8m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		護岸		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保・親水性の向上と海岸利用の促進		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、護岸の改良・補強等を行う。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸景観の保全・創造に努める。 ・環境の維持活動について、地域の協力や住民の参加を促進する。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・海洋性レクリエーションの利用空間と地域環境の調整を図る。 ・より多くの人が安全に利用できる海岸づくりを進める。		
整 備 の 必 要 性		・海岸保全施設が老朽化しているため、高潮防護機能を確保する。 ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・護岸の改良・補強等を行う。 （1）整備海岸延長： 7,400m （2）整備内容 ： 護岸		
住 民 意 見		—		
期 待 さ れ る 効 果		・老朽箇所の解消により背後地の安全性の向上が図られる。 ・高潮対策により背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・住民参加による海岸美化活動の推進 ・アクセス性の向上とバリアフリー化の推進 ・海岸利用者へのマナー向上のための啓発活動 ・海岸利用のルールづくり（とくに海岸利用と地域環境との調整） ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。		

【現況写真】



【平面図】

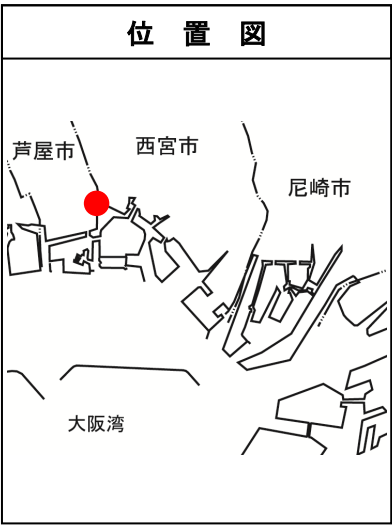


・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

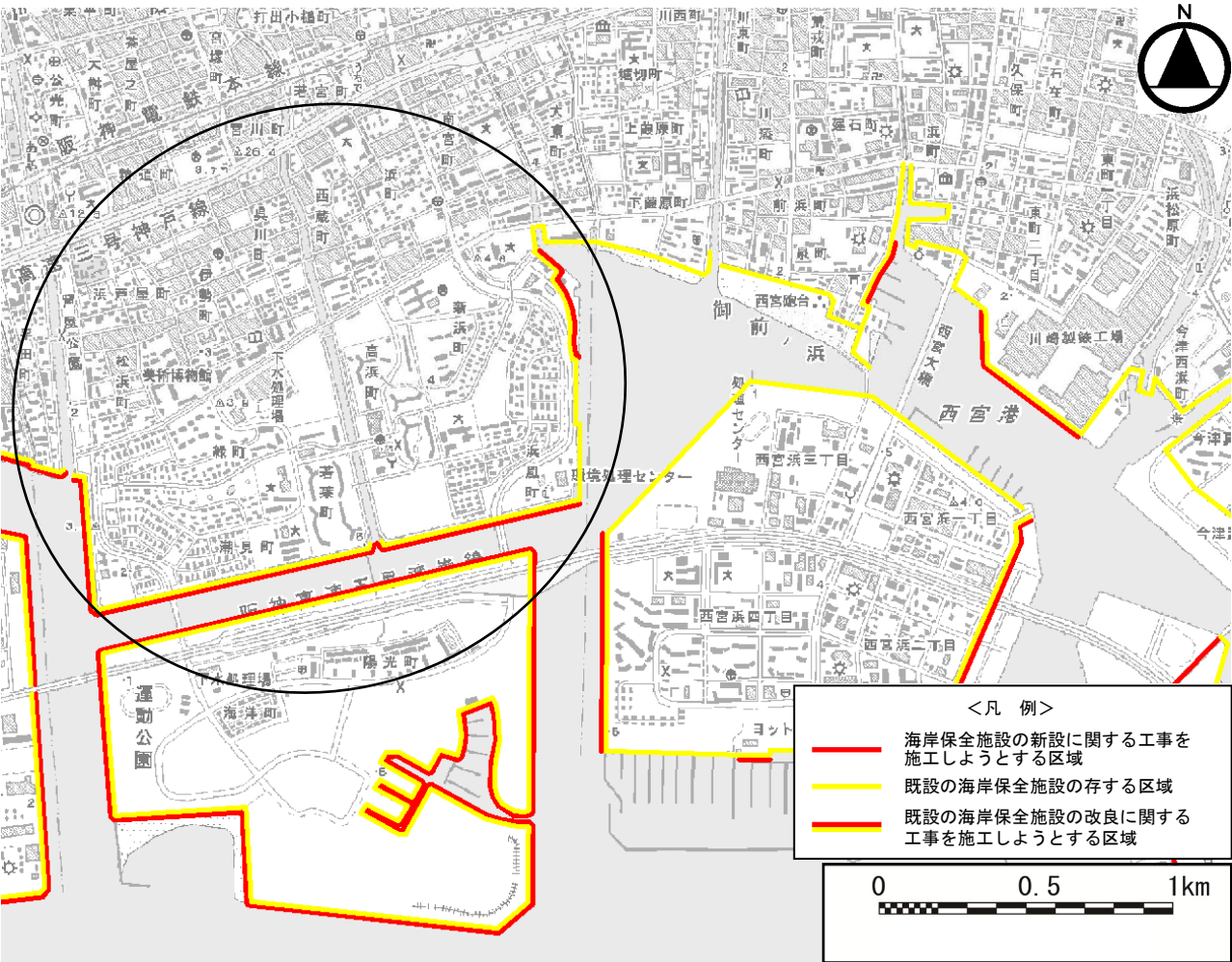
区域番号：28

ゾ ー ン 名		芦屋ゾーン	エ リ ア 特 性	環境創造・楽しみエリア
海 岸 名		尼崎西宮芦屋港	区 域	芦屋浜
海 岸 タ イ プ		直立護岸	所 管	国土交通省（港湾局）
設 計 高 潮 位 (H. H. W. L.)		T.P.+3.6m	波 高 (H o)	4.8m
設 計 津 波 水 位		T.P.+1.4m～T.P.+3.1m		
現 況 の 施 設		護岸		
海 岸 の 整 備 方 針		・防護機能の確保・親水性の向上と海岸利用の促進		
海 岸 の 目 標	海 岸 の 防 護	・防護機能の維持に努め、護岸の改良・補強等を行う。		
	環 境 の 整 備 と 保 全	・海岸景観の保全・創造に努める。 ・環境の維持活動について、地域の協力や住民の参加を促進する。		
	公 衆 の 適 正 な 利 用	・海洋性レクリエーションの利用空間と地域環境の調整を図る。 ・より多くの人が安全に利用できる海岸づくりを進める。		
整 備 の 必 要 性		・海岸保全施設が老朽化しているため、高潮防護機能を確保する。 ・高潮に対する防護機能を確保するため、海岸保全施設の嵩上げ等を行う。		
整 備 計 画 の 概 要		・護岸の改良・補強等を行う。 (1) 整備海岸延長： 3,020m (2) 整備内容 ： 護岸		
住 民 意 見		・地先住民から、親水護岸整備の要望が出ている。		
期 待 さ れ る 効 果		・老朽箇所の解消により背後地の安全性の向上が図られる。 ・高潮対策により背後地の安全性の向上が図られる。		
海 岸 管 理 に お け る 配 慮 事 項		・住民参加による海岸美化活動の推進 ・アクセス性の向上とバリアフリー化の推進 ・海岸利用者へのマナー向上のための啓発活動 ・海岸利用のルールづくり（とくに海岸利用と地域環境との調整） ・海岸保全施設の適切な維持管理を図る。		

【現況写真】



【平面図】



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号 平 27 情復、第 1119 号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。